

陸前高田かわまちづくり計画に関する水面利用ガイドライン試行版(案)

2026年3月

陸前高田かわまちづくり計画推進協議会

1. ガイドラインの趣旨

1.1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、陸前高田かわまちづくり計画対象区域における水面の安全かつ適正な利用を推進し、水辺空間の魅力向上と持続的な利活用を図ることを目的として定めるものである。

なお、本ガイドラインに沿った利用であっても安全を保証するものではない。利用者は自らの責任において安全確保を行うこと。

1.2 ガイドラインの適用範囲

■対象エリア

高田松原津波復興祈念公園(以下「祈念公園」という。)を含む気仙川・川原川下流域(別添図参照)

■利用形態

公共公益目的及び気仙川漁業協同組合、広田湾漁業協同組合員による漁業活動を除くすべての利用

■対象船艇等

- ①無動力船(カヤック、カヌー、SUP、ヨット等)
- ②動力船(エンジン等の動力により推進する船舶)

1.3 対象区域の概要

気仙川及び川原川は、岩手県管理の二級河川である。川原川の一部には、県内最大の天然湖沼である古川沼が広がっている。

本エリアは汽水域であり、干潟やヨシ原など多様な生態系を有する豊かな自然環境が形成されている。一部は三陸復興国立公園特別地域、名勝、鳥獣保護区に指定されている。

また、本地域は東日本大震災により甚大な被害を受けた場所であり、犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への決意を発信する場として「祈念公園／国営追悼・祈念施設」が整備された。園内には「奇跡の一本松」をはじめとする震災遺構が保存されている。

1.4 水面利用の基本的考え方

■追悼空間への配慮

本地域が東日本大震災を象徴する場所であることを踏まえ、追悼・鎮魂・伝承活動との調和を図ること。

■自然環境への配慮

野生動植物の生息・生育環境や生物多様性の保全に配慮すること。

■安全への配慮

津波・高潮・波浪・強風等の自然リスクを十分認識し、安全確保に留意して利用すること。

■基本マナーの遵守

ごみの持ち帰り、迷惑駐車防止等、基本的なマナーを遵守すること。

2.利用ガイドライン(無動力船)

2.1 利用場所

■水面利用

- ・原則として自由使用（自己責任）とする。
- ・管理者の指示や航行制限がある場合は、これに従うこと。
- ・漁業施設（網、やな等）に十分配慮すること。
- ・気仙川河口水門は、津波警報等発表後1分で自動降下するため、水門下の航行は控えること。

■発着

- ・指定発着場所を使用すること。
- ・長時間係留及び放置は禁止する。

■駐車場

- ・周辺の市営駐車場等を利用すること（事故・盗難は自己責任とする）。

2.2 利用時期

- ・毎年3月11日（東日本大震災発生日）及び前後1週間は、原則として利用を自粛すること。
- ・毎月11日は、本地域の特性に配慮した利用とすること。

2.3 追悼空間への配慮

- ・国営追悼・祈念施設周辺では、大声や騒音行為、発着利用を控えること。
- ・震災遺構や奇跡の一本松を活用した震災・防災学習など、意義ある利用に努めること。

2.4 自然環境への配慮

- ・動植物の採取及び損傷を禁止する。
- ・渡り鳥（11～3月頃）に接近しないこと。
- ・鳥類が繁殖に利用するヨシ原（5～8月営巣期）に近づかないこと。
- ・自然観察を目的とした一時上陸は最小限にとどめること。

2.5 安全対策

- ・ライフジャケットを必ず着用すること。
- ・出艇前に避難場所及び避難経路を確認すること。
- ・津波注意報等発表時は、速やかに上陸し避難すること。
- ・事故発生時は、警察、消防又は祈念公園管理者へ通報すること。

2.6 祈念公園内のルール

- ・各施設が定める利用ルールに従うこと。
- ・独占利用、テント設置、長時間の機材設置等は、許可が必要となる場合がある。
（末尾の問合せ先へ確認の上、必要な手続を行うこと。）

3.有償利用の場合(無動力船)

■対象

- ・有償のガイドツアー、イベント、レンタル事業など

3.1 基本的事項

- ・第2章の内容を遵守すること。
- ・川原川については、当面「しおさい橋」より上流の古川沼部分の利用を自粛すること。

3.2 ガイドツアー・イベント

- ・有資格インストラクターの同行を必須とする。

(日本SUP指導者協会、日本カヌー連盟公認指導員等)

- ・河川区域や祈念公園地上部利用には、許可が必要になる場合がある。

(末尾の管理者へ相談し、必要な手続を行うこと。)

3.3 レンタル事業

- ・河川法及び岩手県都市公園条例等に基づく許可が必要になる場合がある。

(末尾の管理者へ相談し、必要な手続を行うこと。)

4. 動力船

- ・対象エリア内での航行は、原則として自粛すること。
- ・ただし、安全管理上必要な場合又は公共公益性を有する利用の場合は、事前に関係機関と協議を行うこと。

■問合せ先

【河川に関すること】

岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター河川港湾課 (TEL：0192-27-9934)

【追悼・祈念施設に関すること】

国土交通省東北地方整備局東北国営公園事務所

管理受託者：高田松原津波復興祈念公園国営追悼・祈念施設運営維持管理業務マネジメント共同体
(TEL：0192-22-8911)

【公園に関すること】

岩手県沿岸広域振興局大船渡土木センター

指定管理者：株式会社長谷川建設 (TEL：0192-22-8560)

